

鹿 児 島 県 公 報

平成28年10月28日（金）第3259号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	告 示
○生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※）	（社会福祉課取扱い） 1
○保安林の指定の解除	（森づくり推進課取扱い） 3
○保安林の指定の解除予定	（森づくり推進課取扱い） 3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退	（障害福祉課取扱い） 3
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定	（水産振興課取扱い） 3
○道路の位置指定	（南薩地域振興局取扱い） 4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（始良・伊佐地域振興局取扱い） 4

規 則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年10月28日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第42号

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則（昭和45年鹿児島県規則第72号）の一部を次のように改正する。

第2条本文中「掲げる世帯」の次に「（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯を除く。）」を加え、同条第2号中「世帯」の次に「（緊急小口資金については、その貸付けに際して、原則として生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく自立相談支援事業等による援助及び指導を受けるとともに、貸付け後においても、県社会福祉協議会及び関係機関から継続的な援助及び指導を受けることに同意する世帯に限る。）」を加え、同号ア中「身体に障害のある」を削り、同号イ及びウを次のように改める。

イ 療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

第2条第2号に次のように加える。

エ その他現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による障害福祉サービスを利用している等アからウまでに掲げる者と同

程度と認められる者

第2条第3号中「世帯」の次に「（緊急小口資金については、その貸付けに際して、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による援助及び指導を受けるとともに、貸付け後においても、県社会福祉協議会及び関係機関から継続的な援助及び指導を受けることに同意する世帯に限る。）」を加え、同条第4号ウ中「都道府県若しくは市町村が行う住宅手当緊急特別措置事業による住宅手当の支給」を「生活困窮者自立支援法第2条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金」に改め、同号エ中「貸付け後」を「貸付けに際しては、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による援助及び指導を受けるとともに、貸付け後」に改め、同号に次のように加える。

オ 失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金その他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと。

第3条第4号中「年10.75パーセント」を「年5.0パーセント」に改める。

別表1の部中「20年」を「10年」に改め、同表2の部(2)の項中「8月」を「12月」に改め、同表3の部(1)の項貸付金額の限度の欄を次のように改める。

次のアからエまでに掲げる学校の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額（県社協会長が特に必要と認めるときは、当該額の1.5倍に相当する額）

ア 高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む。以下同じ。）

月額 35,000円

イ 高等専門学校

月額 60,000円

ウ 短期大学（専修学校の専門課程を含む。以下同じ。）

月額 60,000円

エ 大学

月額 65,000円

別表注を同表注1とし、同表注に注2として次のように加える。

2 総合支援資金のうち、生活支援費に係る貸付契約の期間は、原則として3月とする。

ただし、借受人が就職に向けた活動を誠実に継続している場合その他県社協会長が特に必要と認めるときは、当該期間を12月以内とすることができる。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第2条本文、同条第2号（同号エを除く。）及び第3号、別表1の部並びに同表注2の規定は、平成27年4月1日以後の申込みに係る貸付資金について適用し、同日前の申込みに係る貸付資金については、なお従前の例による。

3 改正後の規則第3条第4号及び別表3の部(1)の項の規定は、平成28年2月1日以後の申込みに係る貸付資金について適用し、同日前の申込みに係る貸付資金については、なお従前の例による。

告 示

鹿児島県告示第954号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成28年10月28日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除に係る保安林の所在場所
西之表市伊関字蕨ノ打跡1346番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び西之表市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第955号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成28年10月28日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除予定保安林の所在場所
始良市蒲生町下久徳字鍋ヶ宇都1801番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第956号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成28年10月28日

鹿児島県知事 三反園訓

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		辞退年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
公益財団法人 慈愛会	鹿児島市泉町 1番15号	笹貫訪問看護 ステーション 愛の街	鹿児島市小原 町9-1	平成28年 10月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第957号

阿久根市折口180番地1 折口浩及び阿久根市折口2444番地 濱崎勝二からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成28年10月28日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 阿久根市折口区域（阿久根市大字折口の地区）
- 2 区分 主として磯建網漁業を営む漁業

南薩地域振興局告示第6号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成28年10月28日

南薩地域振興局長 森山健二

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成28年 10月14日	鹿児島市東谷山五丁目10番21号 株式会社プランK 代表取締役 田中久敏	南さつま市加世田武田字 屋地16892番5	34.97	4.35～4.54

始良・伊佐地域振興局告示第26号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年10月28日

始良・伊佐地域振興局長 牟田神圭介

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援A型事業所夢	始良郡湧水町米永1961番地1	株式会社夢の里	日置市伊集院町郡二丁目29番地1	山口 誠三	平成28年 9月1日	就労継続支援A型
共同生活援助事業所ゆうすい	始良郡湧水町木場912番地2	社会福祉法人真奉会	霧島市隼人町内2068番地	大村 貢	平成28年 9月1日	共同生活援助